兵庫県優秀施工者賞表彰実施要領

（目的）

第１条　建設現場において、優れた技術を持って、技術開発、施工の合理化に貢献した者を表彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって建設産業における人材を確保、育成し、その定着を促進することにより建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　表彰の対象は、工事施工に直接従事し、建設活動の中心的役割を担う総合的管理能力を備えた監督、職長、作業長等の監理技術者、主任技術者とする。

（表彰の基準）

第３条　表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

⑴ 技術が優秀である者

工事施工にあたって必要な技術的な知識、現場管理能力及び施工管理能力が優れていること。

⑵ 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者及び建設工事に相当の実績のある者

建設機械の発明、改良、独自の工法の発案、若しくは新工法の導入等、工程管理の改善に資する創意工夫を行ったこと、及び県内の建設工事に携わり竣工に多大な貢献をしたこと。

⑶ 後進の指導育成に努めている者

職場内訓練に参加するなど、後進の指導、育成に努めていること。

⑷ 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者

工事現場における安全・衛生の向上のための活動を行うとともに、相当期間、自己の責任に関わる事故を起こしていないこと。

⑸ 他の現場従事者の模範となる者

若年建設労働者はじめ他の現場従事者の模範であり、青少年の建設業への入職を促進し得る優れた人格であること。

（表彰の方法）

第４条　表彰は、知事が賞状及び副賞を授与して行う。

（表彰の期日）

第５条　表彰は、建設産業構造改善推進週間等、その功績を讃えるにふさわしい時期に行う。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成６年４月22日から施行する。

この要領は、平成11年４月１日から施行する。

この要領は、平成12年４月１日から施行する。

この要領は、平成30年４月１日から施行する。